

見逃さない!

◎問い合わせ先：企画政策課
策推進係 ☎内線245



虚偽の届出や届出ない場合
6カ月以下の懲役または
100万円以下の罰金

■届出提出の時期
契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

③ ①・②以外の区域
↓1万㎡以上

② ①を除く都市計画区域
↓5千㎡以上

① 市街化区域
↓2千㎡以上

■届出が必要な土地の取引

土地の適正かつ合理的な土地
利用のため、一定面積以上の土
地取引について届出制度を設け
ています。

国土利用計画法の届出制度

土地の適正かつ合理的な土地
利用のため、一定面積以上の土
地取引について届出制度を設け
ています。

国土利用計画法の届出制度

土地の適正かつ合理的な土地
利用のため、一定面積以上の土
地取引について届出制度を設け
ています。

特設人権相談所の中 止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のため、10月12日
に予定していた、牛根地区公民
館での特設人権相談所の開設を
中止します。

■相談先 相談は電話または
メールでも受け付けています。
① 「みんなの人権110番」
☎0570-003-1110
② 「女性の権利ホットライン」
☎0570-070-810
③ 「子どもの人権110番」
☎0120-007-1110
④ 「Telephone
Counseling」
☎0570-090-911
(平日9時～17時)
⑤ 「インターネットによる人権
相談窓口」

■届出が必要な土地の取引

土地の適正かつ合理的な土地
利用のため、一定面積以上の土
地取引について届出制度を設け
ています。

◎問い合わせ先

鹿児島地方方法務局鹿屋支局
☎0994-43-6790



▲インターネット
相談

催物 秋の産業祭・垂水市民 文化祭について

例年11月に開催している秋の
産業祭・垂水市民文化祭は、10
月上旬に実施の可否について判
断する予定です。詳細が決まり
次第、改めてお知らせします。

◎問い合わせ先

水産商工観光課商工業推進係
☎内線266
社会教育課文化スポーツ係
☎32-7551

相談

労使間トラブル相談会

労働者と使用者の間に生じた
労働に関するトラブルの無料相
談会を実施します。
※詳しい内容は、県HPでご確
認ください。



▲詳しくは
県HPで

◎問い合わせ先

鹿児島県労働委員会事務局
☎099-286-3943

高齢者向けスマホ講習会

Pick Up
INFO

高齢者等を対象としたスマートフォン講習会受講者を募集します。
電源の入れ方から LINE の使い方などを学ぶ初心者向けの講習会です。

問 総務課情報統計係
☎0994-32-1111 (内線 353)
FAX 0994-32-6625

- 対象 市内在住の方
- 定員 20名 (4名×5組)
- 料金 無料
- 申込方法 電話またはFAXにて、「氏名、電話番号、受講希望の組」をお伝えください。
- 申込期間 10月12日(火)～
(申込多数の場合は抽選)
- 日程・場所 右記の表のとおり
各組、4日間の受講となります。

組	場所	日程	申込締切
1組	牛根地区公民館	11/1(月)・11/8(月) 11/15(月)・11/22(月)	10/25(月)
2組	新城地区公民館	11/11(木)・11/18(木) 11/25(木)・12/2(木)	10/25(月)
3組	垂水市市民館	12/6(月)・12/13(月) 12/20(月)・12/27(月)	11/15(月)
4組	垂水市市民館	12/9(木)・12/16(木) 12/23(木)・1/6(木)	11/15(月)
5組	垂水市市民館	1/17(月)・1/24(月) 1/31(月)・2/7(月)	11/15(月)

※新型コロナウイルス感染症の状況により日程の変更・中止の場合があります。

国民年金 付加年金制度

国民年金付加年金制度とは、国
民年金の一般保険料に加えて付加
保険料を納めると将来受け取る老
齢基礎年金に付加年金が上乗せさ
れる制度です。付加保険料の納付
は、申出月からの開始となります。

■対象

- ① 自営業者、無職、アルバイト
の方、またはその配偶者など
の国民年金第1号被保険者
- ② 任意加入被保険者
(65歳以上の方を除く)

※国民年金基金に加入中の方は
付加保険料を納めることはで
きません。

■付加保険料額 月々400円

■メリット

付加年金額(年額)は「200
円×付加保険料納付月数」で
計算し、2年以上受け取ると
支払った付加保険料以上の年
金が受け取れます。

■ご持参いただくもの

基礎年金番号又は個人番号のわ
かるもの

◎問い合わせ先：市民課市民係
☎内線163

◎問い合わせ：生活環境課 ☎32-1297

身近な疑問に生活環境課がお答えします!

Q.犬を飼うときのルールを教えてください。

A.次の3つのルールを意識しましょう。

- 1 鑑札及び注射済票を着けるのは所有者の義務
狂犬病予防法により、犬の所有者には飼い犬に
鑑札および注射済票を着ける義務があります。
もし咬傷事故を起こした場合は、速やかに
保健所および生活環境課へ届け出てください。



- 2 日ごとの管理を忘れずに
散歩等を行う場合は、必ず首輪やリードを着けましょ
う。また、飼養施設や係留器具に不具合がないか日ご
ろから点検しましょう。
- 3 最後まで愛情と責任をもって
動物愛護管理法により、ペットの所有者には適切に飼
養する終生飼養の責任があります。命を終えるまで適
正に飼い続けることができるか考えましょう。